

公益社団法人静岡県鍼灸師会互助会規程

(目的)

第1条 本会は、会員相互の福利及び共済事業の一環として会員の親睦融和を図ることをもって目的とする。

(給付)

第2条 会員が次の事項に該当する場合は、慶弔金及び見舞金を贈る。

- 1 死亡弔慰金等 会員及び会員の配偶者並びに 1 親等以内の家族（以下「家族」という。）の死亡に際しては、会員にあつては 20,000 円、家族にあつては 10,000 円の弔慰金を贈る。
- 2 被災に関するもの会員の住居又は施術所が半壊又は半焼以上の被害を受けた場合は、理事会が協議のうえ災害見舞金を贈る。
- 3 慶事に関するもの
 - (1) 会員が結婚のとき 20,000 円 ただし 1 回のみとする。
 - (2) 会員の子供の誕生のとき 5,000 円
- 4 入院等に関するもの会員が 14 日以上入院、又は療養により 14 日以上休業したことを確認した場合は、10,000 円の見舞金を贈る。ただし同一傷病の場合は、原則として 1 回のみとする。
- 5 該当会員もしくはその家族が 3 か月以内に申請書にて支部へ提出する事。

(その他)

第3条 この規則にない必要な事項は、理事会が協議して定める。

(規定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は 平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 7 月 23 日に第 2 条 1 項弔電及び生花代は廃止し、第 2 条に 5 項を追加

令和 4 年 5 月 29 日 第 4 条を定款に沿って総会決議から理事会決議へ修正